

# 群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）概要

## 1 条例改正の理由

青少年によるインターネットの利用環境が大きく変化する中、青少年が言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、自分の裸の画像等を撮影させられ、メール等で送られる形態の被害（いわゆる「自画撮り被害」）が全国で増加傾向にあり、対策が必要となっています。

青少年に対する自画撮り要求行為は、青少年の判断能力の未成熟に乗じて行われる悪質な行為であることや、画像がインターネット上に流出した場合には回収ができず、将来にわたり青少年を苦しめる要因となります。

しかしながら、現行法令では青少年に対して自画撮り要求行為を禁止する規定がないため、このような行為を防止することが困難な状況にあります。

群馬県では、このような悪質な行為を規制すべく、群馬県青少年健全育成条例の改正を検討しています。

## 2 改正内容

青少年に対し、児童ポルノ（※1）を提供するように求める行為を禁止します。

特に、青少年の判断能力の未成熟につけ込む等、悪質性の高い態様（※2）で求めた者に対して罰則（30万円以下の罰金）を科す規定を設けます。

### ※1 「児童ポルノ」

児童買春、児童ポルノに関する行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。

- 1 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 2 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 3 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

### ※2 「悪質性の高い態様」

- 1 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。
- 2 青少年を威迫し、欺き、又は困惑させる方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。
- 3 対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

## 3 今後の予定

令和3年第1回定例県議会へ条例案を上程する予定です。